

平成 28 年度事業計画

I 事業方針

平成 28 年度は共同募金運動 70 周年記念の年である。

中央共同募金会は「70 年答申」を受けて、答申内容を具体化する「推進方策」（平成 28 年から平成 30 年まで）を策定する予定である。その「推進方策」が出された後、本県としての具体的な取組方策を検討していく。

平成 28 年度から 1~3 月期のテーマ型募金等による取り組みが全国一斉実施になり、運動期間を 10 月から翌年 3 月までの 6 か月間に拡大する方向である。本県では平成 27 年度に 1 団体がモデル的に取り組んだが、これを継続し参加団体の掘り起しに努める。

共同募金実績額は平成 6 年度をピークに、毎年 2~3% の減少が続いているが、平成 27 年度は前年度に比べ約 1,340 万円の減、率にして約 9% の減少となった。2 年連続してあった大口寄付がなかったこと、経済情勢や少子高齢化による人口の減少などが影響していると思われる。

平成 28 年度も共同募金の 7 割を占める戸別募金に軸足を置きつつ、助成団体や企業と協力して、負担感の少ない寄付金つき商品など新たな募金手法を開発して募金の増強を図る。

また、平成 26 年度から実施している「当年度地域枠」を継続し、「今」必要な事業に助成できる制度を設け、寄付者が共同募金をより身近に感じられるように、様々な団体に対して周知徹底を図り積極的な活用を促す。

II 運動の展開

1 運動実施期間

共同募金運動の実施期間は、毎年、厚生労働省の告示で定められるが、平成 28 年度は次のとおりである。

(1) 一般募金：10 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 歳末たすけあい募金

①NHK 歳末：12 月 1 日から 12 月 25 日まで

②地域歳末：12 月 1 日から 12 月 31 日まで

(3) テーマ募金：1 月 1 日から 3 月 31 日まで

2 運動開始式の実施

開始式は、共同募金運動開始日の 10 月 1 日（土）に、全日本空輸（株）の協力を得て「赤い羽根空の第一便伝達式」を行うとともに、式典終了後に各関係機関・団体など参加者の協力を得て街頭募金を行うなど、盛り上がりのあるイベントとなるよう取組み、県民の理解と協力を呼び掛ける。

3 募金活動の推進

寄付者が強制感を感じない募金活動を行うように、募金ボランティアの方への依頼を徹底する。

(1) 戸別募金は、自治会や町内会未加入世帯の増加などにより減少傾向にあるが、共同募金の主軸であるので封筒募金など強制感のない寄付になるよう改善を図る。

(2) 法人・職域募金は、商工会議所、商工会、各種事業団体、労働組合等に協力をお願いし企業、商店、職場への働きかけを促進する。特に、法人関係については、税制上の優遇措置の周知を図り、一層の協力をお願いする。

(3) 学校募金は、県内小学校に対して、県共募から教育委員会等を通じて 10 月 1 日の運動開始に合せて赤い羽根の着用を依頼し、共同募金への理解を深めていただく。

(4) 街頭募金・イベント募金については、これまで行ってきた共同募金開始式や各種イベントを活用した取組みのほか、先進県の事例等を参考にするなど新たな方法を検討する。

(5) 助成先団体や NPO ・ボランティア団体、次代を担う学生などに募金活動への積極的な参加を働きかける。

- (6) 公共施設や社会福祉施設などにおける「赤い羽根自動販売機」の増設を推進する。
- (7) 県立施設など多くの来場者が見込まれる建物に募金箱を設置して、年間を通じて募金ができる環境づくりを進める。
- (8) 市町村共同募金委員会事務局長・担当者会において、他県共募による募金拡大の取組みを紹介し、募金手法に対する認識を深める。
- (9) 宮城県で開催される全国ミーティングに市町村共同募金委員会担当者を派遣する。
- (10) 助成団体や企業と協力し寄付金つき商品の開発・販売を推進する。

4 広報活動の強化

- (1) 寄付者の理解と協力が得られるよう、募金の使い道や助成先からの「ありがとうメッセージ」などを分かりやすく記載したチラシを6ブロック（高知市、安芸、中央東、中央西、高幡、幡多）ごとに作成する。
- (2) 新聞、テレビ等マスコミ関係に情報を提供して報道活動を促進する。また、NHK及び民間放送局（テレビ、ラジオ）に対して中央共同募金会が作成したPRテープを提供して放映、放送協力を依頼して広報活動を推進する。
- (3) 高知県広報誌「さんSUN高知」や各市町村の広報紙「あかるいまち（高知市）」、社会福祉関係団体等の広報誌「タマテバコ（県社協）」「てをつなごう（県社協）」等を活用して広報を促進する。また、各種業界団体の広報誌にも共同募金の広告を掲載していただくよう協力を要請する。
- (4) 共同募金データベース「はねっと」と本会ホームページの一般公開内容を充実させ、助成内容の効果的な広報に努める。

5 運動資材の提供

運動資材については、市町村共同募金委員会の要望を取りまとめ有効且つ必要最小限にとどめる。必要不可欠な羽根やポスター、領収書等は県共募で提供し、その他の資材については市町村共同募金委員会の予算の範囲内で斡旋する。

6 助成計画の策定と寄付金の適正・公平な助成

- (1) 助成計画は、広く公募等により対象となる福祉施設や団体等への周知徹底を図り、要望内容を的確に把握するとともに、各市町村社会福祉協議会の事業計画等を基にして策定する。
- (2) 助成については、広域的事業は県共募の配分委員会で、地域的事業は市町村社会福祉協議会と十分な連携をとって市町村共同募金委員会審査委員会で慎重に協議、検討を行い、適正かつ公平に助成する。
- (3) 「当年度地域枠」を継続し、緊急・即応的事業に対して当年度中に公募助成を行う。
- (4) 助成を受けた団体に対して、事業の執行状況や助成物品の利用・管理など、助成の使途に關係ある範囲で適宜、監査を行う。
- (5) 市町村共同募金委員会が行う地域的事業について聞き取り調査・証拠書類確認等を実施し、適正な事業実施と情報共有に努める。

III 顕彰、弔慰等の実施

1 顕彰

高知県共同募金会顕彰規程に基づいて高額寄付者に対する感謝状及び共同募金運動に功績のあった個人、団体に対する表彰状を翌年度の高知県社会福祉大会又は市町村共同募金委員会からの申し出により適宜贈呈し、顕彰する。また、厚生労働大臣、知事及び中央共同募金会会長の感謝、表彰の対象者の推薦を行う。

2 募金ボランティア事故見舞金制度の活用

募金ボランティア活動に起因する事故に対しては、中央共同募金会奉仕者事故見舞金規程に基づいて見舞金を贈呈する。

IV 民間団体が行う助成事業への協力

公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団や車両競技公益資金記念財団などが行う福祉施設等への助成事業については、関係法人等に対してその制度の周知と推薦業務を行い、適切な事業の推進に協力する。

V 中央共同募金会及び各都道府県共同募金会等との連携

中央共同募金会、各都道府県共同募金会及び中・四国ブロックの共同募金会との緊密な連携の下に、相互交流や研究協議を行い、役職員の資質の向上と募金運動の前進に努める。また、大規模災害に際しては、災害等準備金を活用して相互の支援を行う。

VI 共同募金以外の寄付金への対応

受配者を指定する指定寄付金については、ホームページなどで周知徹底を図り、中央共同募金会と連携して適正に取扱う。

VII 災害支援活動の実施

1 災害たすけあい活動

災害救助法が適用される大規模な災害に際しては、関係機関、団体等と協力して必要に応じて義援金募集活動を行う。

2 災害支援制度の運用

全国統一の災害支援制度による災害等準備金の積立（募金総額の3%程度）を行い、迅速かつ的確な支援態勢を整える。

3 災害見舞金の贈与

①災害救助法等の適用を受け義援金の募集を行う災害、②災害弔慰金の支給に係る法律等施行令に規定する災害、③故意、重大な過失による災害に該当しない災害について、被災施設及び世帯に対して見舞金を贈与する。

VIII 会務の運営

1 法人の運営

本会の運営に当たっては、理事会、評議員会、配分委員会を適宜開催し、適切な事業の執行に努め、情報の開示にも留意して特に事業運営の透明性の確保を図る。

2 事務局体制の整備

(1) 事務局の業務については、必要最小限の職員数で効率的かつ円滑な執行に努めているが、事務局の運営経費についても、募金額が減少している状況を踏まえて一層の節減に努める。

(2) 市町村共同募金委員会への移行について個別に指導を行う。

3 情報公開の推進

事業運営の透明性を図るため、各市町村共同募金委員会と協力して統計資料や諸規程を整備して情報の開示に努める。また、助成金の使途や事業効果等については助成先からの情報収集に努め、適宜ホームページ等で開示に努める。